

令和6(2024)年農業用免税軽油に係る申請

栃木県では毎年1月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しています。

今年度は、以下のとおり申請を受け付けます。期日に申請することができない場合は、栃木県税事務所にお問い合わせください。

■日程

受付日	受付時間・対象地区		受付会場
	午前部 (午前9時～11時30分)	午後部 (午後1時～3時30分)	
1月22日(月)	石橋 全地区	石橋 全地区	市役所3階 303・304会議室
1月23日(火)	南河内①地区	南河内②地区	
1月24日(水)	国分寺 全地区	国分寺 全地区	
2月8日(木)	共同・受委託	共同・受委託	栃木県庁下都賀庁舎 第2福利厚生棟会議室

※南河内地区については、下記①、②の区割りとなります。

①下原、西区、薬師寺一丁目～六丁目、成田、町田上、町田下、谷地賀上、谷地賀下、下文狭、東田中、西田中、地久目喜、仁良川上、仁良川下、祇園町

②本吉田北、本吉田南、絹板、絹板台、台坪山、的場、上坪山、東根、塚越、磯部、川島、上吉田、鯉沼、三王山、西坪山、祇園、緑

※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受け付けできます。

※マスクの着用などの感染症予防策については、主体的な選択を尊重し個人の判断に委ねますが、発熱や風邪の症状などがある方は、来場を見合わせるようお願いします。

■必要なもの

- ・免税軽油使用者証
- ・免税軽油の引取等に係る報告書(新規申請以外の方)

※納品書または領収書(写しでも可)、未使用の免税証(原本)を添付。

- ・使用者証更新手数料420円(新規申請及び使用者証更新の場合)

※おつりがないようにご準備ください。

- ・耕作証明書(新規申請及び耕作面積が変更になった場合)

※使用者証更新のみの場合は不要。耕作証明書の交付申請は、本人及び同一世帯の家族が申請できます。上記以外の方が交付申請される場合は、委任状をお持ちください。

■注意事項

- ・新規申請の方は、免税証の交付が後日になります。
- ・新規申請及び免税機械の追加や入れ替えをする方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書、納品書、領収書など)をお持ちになるか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモに控えてお越しくください。
- ・国税及び地方税の滞納処分を受けた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。
- ・農業などに係る免税制度については、地方税法の規定により、現在令和6(2024)年3月31日までの経過措置となっています。令和6(2024)年の交付時点では制度延長が未定のため、耕作面積の増加などにより増加した分の免税証は、制度延長決定以降の交付となります。

■問い合わせ先

栃木県税事務所 軽油引取税調査担当 ☎0282(23)6882
市農業委員会事務局(耕作証明書について) ☎(32)8915

道路側溝の役割と適切な利用のお願い

側溝は、道路に降った雨水を排水する以外に、道路管理者から許可を受けた合併処理浄化槽からの排水を一時的に受けるために設置されています。

単独処理浄化槽や汲み取り式トイレを利用されているご家庭で、トイレ以外からの排水を側溝へ接続している場合は、未処理のまま生活排水が側溝へ放流されてしまい、河川の水質汚濁の原因や、側溝からの悪臭の原因に繋がります。

下水道(公共・特環・農集)の整備が完了している地区で、接続がお済みでない方は、お早めに下水道課へご相談ください。

下水道の整備が未了の地区にお住まいの方は、条件により合併処理浄化槽補助金の適用を受けられる場合があります。環境課へご相談ください。

■問い合わせ先

道路 建設課 ☎(32)8908

下水道 下水道課 ☎(32)8912

合併処理浄化槽

環境課 ☎(32)8898